

●論壇

交通安全教育の再組織化

室 城 庸 之*

Reorganization of Traffic Safety Education

Tsuneyuki MUROKI*

交通事故による被害が夔のぼりに拡大し、年間の死傷者数が約100万人を数えるに至った時点、すなわち昭和45年に、交通事故防止という国民的悲願を背景に、制定、公布されたのが「交通安全対策基本法」であった。

当時の推計によれば、抜本的な特別の措置が講ぜられない限り、昭和50年における死者数は2万人を超え、死傷者数は約170万人に達するであろうことが憂慮されたのであったが、幸いにも、基本法制定以来、連続6年間、交通事故による被害は減少の一途を辿り、第1次5ヶ年計画推進後の昭和50年末には、死傷者数は約63万人となったのであるから、当初憂慮された推計被害との差は実に100万人、まさに画期的な成果を収め得たものと言ってよいであろう。

周知の通り、昭和51年度からは、第2次交通安全基本計画に基づく5ヶ年計画が進められており、その達成目標は、ピーク時、すなわち昭和45年の死者数16,765人の半減とされているのである。

交通事故の減少の要因としては、通常、関係者の熱意、道路の改良及び交通安全施設等の整備、国民の交通安全意識の高揚等が挙げられるのであるが、率直に見て、これらの要因の中で、これまでのところでは、道路の改良及び交通安全施設の整備等、物的施設の面における改善策の占める割合が極めて大きかったと言って過言ではなからう。そして、過去の経験を通じての反省と将来への展望の中で、歩行者、運転者を始め交通に関係するすべての人の、交通事故防止ないし交通安全に対する心構えとそれを反映する行動、すなわち人的側面における課題の解決が、今後の交通事故による被害減少の重要な決め手となると考えられるのである。

第2次交通安全基本計画の中には、物的施策の拡充強化を図ることは当然であるとして、交通安全教育・活動についての配慮が詳細かつ具体的に示されており、両者はあたかも車の両輪のように、相まってはじめて成果を挙げ得るものと考えられている。

交通安全教育の重要性についての指摘は早い時期からのことであり、従来もこれについては相応の努力が払われてきたのは周知の通りである。交通事故は殆どその大多数が運転者または歩行者等の法令違反または不注意によって起こされるものであるから、交通に関係する当事者が、交通のルールを守り、かつ、交通安全についての配慮を怠らない限り、未然に防止し得べきものである。このことは、誰しもが観念的には熟知しておりながら、しかもそれが実際の行動の面では必ずしもその通りにはゆかないところに問題があり、交通事故が絶えないわけである。

そこで、このことから、次のような問題が提起される。ひとつは、理屈としては十分に承知していることを習慣として身につけるためにはどうすればよいか、他のひとつは、交通ルールの遵守や交通安全上の配慮を期待しにくい人たち(老人、幼児等)、あるいは教育の機会に恵まれない人たち(運転免許非保持者等)に対する教育はどうすればよいか、これらの点についての解明と、それに基づいた確実な対策の樹立、推進が急がれる。と同時に、国または地方公共団体と民間との責任分担のあり方についても、この際、明確にしておく必要がある。要は、交通安全教育の再組織化が今後の事故減少の鍵となるものとする。

*総理府交通安全対策室長

Director General, Traffic Safety Bureau, Prime Minister's Office